

国民健康保険加入者のみなさまへ  
**特定健康診査を  
 受けましょう**



平成22年7月1日 第89号  
 一 発 行 一  
 五 所 川 原 市  
 民生部国保年金課  
 〒037-8686  
 五所川原市字岩木町12番地  
 TEL.35-2111(番代) 内線2335・2336

国民健康保険税は  
 納期内に  
 納めましょう

# 平成22年度国民健康保険税について(第2回お知らせ)

●7月は平成22年度国民健康保険税の納税通知書が発行され、第1期分を納めていただく月です。

※納税通知書の見方について

## 1 枚 目

### 平成22年度 国民健康保険税納税通知書

平成22年7月1日

納組コード	納税組合名	
主宛名コード	世帯番号	通知書番号

\*住民票上の世帯主の名前が記入されます。

税 務 太 郎 様

特別徴収 期別税額	4月	6月	8月
	10月	12月	2月

\*65歳以上の世帯で、公的年金等から国保税が天引きとなる世帯についてだけ記入されます。

★22年度の国保税(4月~次年3月分)の年税額が9期に分けられ記入されます。

期 別	普通徴収納期	普通徴収期別税額
第1期	7月1日~8月2日	
第2期	8月1日~8月31日	
第3期	9月1日~9月30日	
第4期	10月1日~11月1日	
第5期	11月1日~11月30日	
第6期	12月1日~1月4日	
第7期	1月4日~1月31日	
第8期	2月1日~2月末日	
第9期	3月1日~3月31日	
普通徴収額(計)		
特別徴収額(計)		
合 計		*

## 2 枚 目

### 国民健康保険税課税明細書

\*均等割の人員について  
 年度中に後期高齢者医療保険に移行となる方については、月割計算となりますが、人員欄には当初課税時の人員が記入されます。(単位:円)

区 分	所得割額			資産割額		
	課税対象額	税率(%)	①税 額	課税対象額	税率(%)	②税 額
合算額 (医療分) (支援分) (介護分)	前年分の所得から基礎控除額を差し引いた額が記入されます。	7.27 2.21 2.02		固定資産税の額が記入されます。		37.76 12.25 12.63
区 分	均 等 割 額			世帯軽減額		
	人員	1人当たり税額	③税 額	④平等割額	⑤算出税額計 ①+②+③+④	⑥均等割額 ⑦平等割額
合算額 (医療分) (支援分) (介護分)	国保加入者数	25,210 7,400 9,400		21,500 6,400 5,500		軽減される場合のみ記入されます。 軽減該当世帯は7割、5割、2割と表示されます。
区 分	⑧限度を超える額	⑨算定年税額 ⑤-⑥-⑦-⑧	⑩月割増減額	⑪减免等の額	⑫端数	⑬確定年税額 ⑨±⑩-⑪-⑫
合算額 (医療分) (支援分) (介護分)	課税限度額を超える場合に記入されます。		年度途中にほかの保険等に加入した場合に記入されます。		切り捨てとなる金額	

★(介護分)については、40歳以上65歳未満の方のみ対象となります。

課税 限度額	医療分 500,000	支援分 130,000	介護分 100,000
-----------	----------------	----------------	----------------

あなたの保険税は上記のとおりです。納期内に納めましょう。

\*1枚目の合計額となります。

## 後期高齢者医療制度に加入となる方の国保税課税について

※平成22年度中に75歳となり、後期高齢者医療保険に加入となる方  
 国民健康保険税は誕生月の前の月までが月割計算されますが、あくまで、納期は7月から次の年の3月までの9期となります。(単身世帯については、誕生月の前の月までの納期となります。)  
 後期高齢者医療保険は誕生月からの加入となり、保険料については、その2ヶ月後くらいに納付書が送られるため、国民健康保険税と後期高齢者医療保険料と両方お支払いいただくこととなりますが、二重払いということではありません。

### まだ申告していない方へ

まだ申告していない方は、諸証明がでないばかりか、国保税の軽減が受けられませんので、所得の無い方についても早めに申告をお願いいたします。

## 資格証明書の交付を受けている世帯の「高校生世代」の子どもに、「短期被保険者証」を交付します!

特別な事情がなく1年以上保険税を滞納している世帯には、保険証を返還してもらい、医療費がいったん全額自己負担となる「資格証明書」が代わりに発行されていますが、平成22年7月からは同世帯内の「高校生世代」以下(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方)の子どもに対しては資格証明書を交付せず、有効期間が6か月の「短期被保険者証」を交付します。

<b>現 行</b>	資格証明書交付世帯の「中学生以下」の子どもに「6か月間有効な短期被保険者証」を交付	<b>改 正</b>	資格証明書交付世帯の「高校生世代以下」の子どもに「6か月間有効な短期被保険者証」を交付
------------	---	------------	---

★保険税の納付が困難な場合には、滞納のままにせず必ず収納課へご相談ください。  
 ※この措置に伴い、「1か月間有効の短期被保険者証」、「3か月間有効の短期被保険者証」交付世帯でも「高校生世代」以下の子どもについてのみ「6か月間有効の短期被保険者証」が交付されることとなります。

## 乳幼児医療費給付制度について

五所川原市では、0歳から6歳児（小学校入学前まで）を対象に、乳幼児の保健および出生育児環境の向上を目的に、乳幼児を養育している保護者の方に対し乳幼児医療費の助成を行っております。

### ◆対象

0歳から6歳児を養育している保護者の方で、平成22年度（平成21年分）の所得が制限限度内の方。

※国民健康保険加入の0歳児の場合は、保護者の方の所得制限はありません。

### ◆給付の概要

	国民健康保険加入	社会保険等加入
乳児	入院・外来（現物給付）	入院・外来（償還払い）
1～3歳児	入院・外来（償還払い）	
4～6歳児	入院・外来（償還払い）……入院：1日500円の自己負担あり 外来：1月1,500円の自己負担あり	

※現物給付：医療機関で保険診療費の支払いがありません。

※償還払い：医療機関で保険診療費を一度支払い、後で還付の申請を行う。  
（市内の医療機関は自動償還されるので申請の必要はありません。）

### ◆償還払いの申請方法が平成21年10月診療分から簡素化されています

国民健康保険加入 1歳から6歳のお子様の場合	社会保険等加入 0歳から6歳のお子様の場合	
市内、市外の医療機関を受診された場合	市内の医療機関を受診された場合	市外の医療機関を受診された場合
申請は必要ありません	申請は必要ありません	申請が必要です

### ◆受給資格者証の更新について

乳幼児の誕生月の翌月（ただし、1日生まれの場合に限り誕生月）が受給資格者証の更新期間となります。更新が遅れると無効期間が発生し、給付を受けられなくなりますので、「更新のお知らせ」が届いてから更新月末日までに必ず更新手続きを行うようお願いします。

### ■更新に必要なもの

- ・乳幼児医療費受給資格証
- ・お子さんの名前が記載された保険証
- ・保護者の通帳
- ・印かん

### ◆所得制限限度額

扶養親族等 又は乳幼児の数	所得限度額	算定方法
0人	2,342,000円	$所得合計金額 - 80,000 = (a) 所得$ 雑損・医療費・小規模企業共済等掛金 ・配偶者特別控除 = 全額 障害者控除 普通1人につき = 270,000 障害者控除 特別1人につき = 400,000 寡婦控除（母を除く） = 270,000 特別寡婦控除（母を除く） = 350,000 勤労学生控除 = 270,000 $(a) 所得 - (b) 控除額 = 判定所得$
1人	2,722,000円	
2人	3,102,000円	
3人	3,482,000円	
4人	3,862,000円	
5人	4,242,000円	

注1）扶養親族等とは、所得税法に規定する控除対象配偶者および扶養親族。

注2）扶養親族等の数が5人を超えるときは、1人につき38万円を限度額に加算。

注3）老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは、1人につき10万円を限度額に加算。

注4）特定扶養親族があるときは、1人につき15万円を限度額に加算。

注5）1月～6月の間に申請する場合は、前々年の所得および前々年の12月31日現在で生計を維持したものの有無及び人数、7月～12月は前年の所得および前年の12月31日現在で判定。

## 出産育児一時金について

### ①支給額について

国民健康保険被保険者が出産したとき、出産育児一時金（42万円（「産科医療補償制度」未加入の医療機関等で出産された場合と妊娠22週未満で出産された場合は39万円）が支給されます。

また、妊娠12週（85日）以降であれば死産・流産でも支給されます。

※ただし、他の健康保険などから、これに相当する給付を受けられる場合を除きます。

※出産育児一時金の38万円から42万円への4万円の引き上げは、緊急の少子化対策（平成21年10月から平成23年3月末までの暫定措置）として実施します。

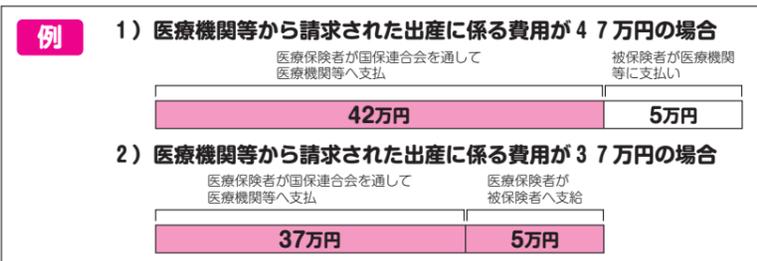
### ②直接支払制度について

お手元に現金がなくても安心して出産できるよう、平成21年10月からは、出産費用に直接支払制度を利用することができるようになり（医療保険者が原則42万円の範囲内で直接病院などに直接支払います）、まとまった出産費用を事前に用意しなくてもよくなりました。

なお、直接支払制度を利用するには、「一時金の申請・受取を当該医療機関に任せる」旨の書面を医療機関等と被保険者として取り交わす必要があります。

※出産育児一時金が医療保険者から病院などに直接支払われることを望まない場合は、出産後に医療保険者から受け取る従来の方法をご利用いただくことも可能です（その場合、現金で病院などにお支払いいただくこととなります。）。

※出産費用が42万円を超える場合は、その差額は退院時に病院などに支払うこととなります。また、42万円未満の場合は、その差額分を医療保険者に請求することとなります。



### ◇直接支払制度を利用しないで出産育児一時金を申請する場合に必要なもの

- ・医療機関等から交付される「直接支払制度に係る代理契約を医療機関と締結していない旨」の書面
- ・医療機関等から発行される出産費用の領収書または請求書
- ・国民健康保険被保険者証（出産された方のもの）
- ・印かん
- ・世帯主義の通帳
- ・死産、流産の場合は医師の証明書

### ◇直接支払制度を利用し差額を申請する場合に必要なもの

- ・医療機関等から交付される「直接支払制度に係る代理契約を医療機関と締結している旨」の書面
- ・医療機関から交付される「専用請求書と同内容である旨」を記した明細書
- ・国民健康保険被保険者証（出産された方のもの）
- ・印かん
- ・世帯主義の通帳

## 妊産婦の方に医療費が助成されます 「妊産婦10割給付証明書」を交付します

**対象者** 国民健康保険に加入している妊産婦の方

**内容** 「妊産婦10割給付証明書」を医療機関に提示することで、医療費（外来のみ。妊婦健診を除く）が無料となります。

**期間** 妊娠の届出が受理された日から、出産日の翌月末日まで

**手続** 健康推進課、金木総合支所総合窓口係、保健センター市浦へ申し出てください。

なお、妊産婦の方が新しく国民健康保険に加入する場合、国保加入の手続終了後となります。

### 例 妊娠の届出が平成22年7月20日、出産予定日が平成23年2月15日の方の場合

平成22年7月20日から平成23年3月31日までの間、医療費の助成（妊婦健診を除く保険診療分（外来のみ））を行います。（ただし、出産が出産予定月の前月や翌月になった場合、有効期限が変更となります。）

# 子ども手当

「子ども手当」は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援する制度です。

中学校修了前の子ども（15歳到達後最初の3月31日まで）を養育している方、子ども1人につき月額13,000円が支給されます。

## 申請はお済みですか？

☆子ども手当を受給するためには申請が必要です! ☆

平成22年3月31日現在、  
児童手当を受給されていない方

### 新規認定請求

平成22年3月31日まで、児童  
手当を受給されていて4月に中学  
2・3年生の子どもがいる方

### 額改定認定請求

## ～お子さまの将来の夢は何ですか？～

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援するという趣旨のもとに支給するものです。子ども手当を受給された方には、子ども手当の趣旨に従って、子ども手当を用いなければならない責務が法律上定められています。

子ども手当は、お子さまの健やかな育ちのために、将来を考え、有効に用いていただきますよう、よろしくお願いたします。

（なお、万一、お子さまの育ちに係わる費用である学校給食費や保育料などを滞納しながら、子ども手当がお子さまの健やかな育ちと関係のない用途に用いられることは、法の趣旨にそいません。子ども手当の趣旨について十分ご理解をいただきますよう、よろしくお願いたします。）

申請期間	手続きに必要なもの	申請場所
<p>★ご注意ください!</p> <p>4月1日時点で子ども手当の資格がある方が、9月30日（木）までに申請すると、特例措置として4月分から支給されますが、申請期限を過ぎると申請した月の翌月分からの支給となります。</p> <p>※公務員の方は、勤務先で手続きをしてください。</p>	<p>■新規認定請求の方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 請求者名義の通帳 養育者（通常は父または母）のうち、子の生計を維持する程度の高い方が請求者となります。</li> <li>2. 認印</li> <li>3. 厚生年金・共済組合加入者は、請求者の健康保険証の写しまたは年金加入証明書</li> </ol> <p>■額改定認定請求の方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 認印</li> <li>2. 厚生年金・共済組合加入者は、請求者の健康保険証の写しまたは年金加入証明書</li> </ol>	<p>■五所川原市役所 市民課 1番窓口 内線 2316・2317</p> <p>■金木総合支所 総合窓口係（子ども手当担当） 内線 3103</p> <p>■市浦総合支所 総合窓口係（子ども手当担当） 内線 4010</p>